

第三十四回国会 大蔵委員会議録 第十八号

昭和三十五年四月十四日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君
理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君
理事 坊 秀男君 理事 山中 貞則君
理事 佐藤 次郎君 理事 平岡 忠次郎君
加藤 高藏君 鴨田 宗一君
黒金 泰美君 西村 英一君
古川 文吉君 細田 義安君
毛利 松平君 石野 久男君
石村 英雄君 加藤 勘十君
神近 市子君 久保田 鶴松君
栗林 三郎君 堀 昌雄君
横山 利秋君 松尾 トシ子君

出席政府委員

宮内 庁次長 瓜生 順良君
大蔵 事務官 船後 正道君
主計 局長 与 課 長 長 三九八号

委員外の出席者

大蔵 事務官 武植 寅三郎君
大蔵 事務官 (管財局長心得) 三浦 道義君
大蔵 事務官 (管財局長心得) 三浦 道義君
産 第一課長 三浦 道義君
専 門 員 抜井 光三君

四月十三日

委員田邊國男君辞任につき、その補欠として早川崇君が議長の名目で委員に選任された。

同日

委員早川崇君辞任につき、その補欠として田邊國男君が議長の名目で委員に選任された。

同月十四日

委員小西寅松君が死去された。

同日

委員大貫大八君辞任につき、その補欠として山下榮二君が議長の名目で委員に選任された。

同日

委員山下榮二君辞任につき、その補欠として大貫大八君が議長の名目で委員に選任された。

四月十三日

農業協同組合に対する法人税課税免除に関する請願外一件(田中武夫君紹介)(第二三五一号)
租税特別措置法による生活協同組合の非課税措置延長に関する請願(五島雄雄君紹介)(第二三九六号)
旧満洲国政府職員期間の通算に関する請願外一件(正木清君紹介)(第二三九八号)
同(正木清君紹介)(第二五〇〇号)
外地引揚公務員の退職手当の特例に関する法律制定に関する請願(久保三郎君紹介)(第二三九九号)
同(石川次夫君紹介)(第二四九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○植木委員長 これより会議を開きます。

本委員会の委員でありました小西寅松君が今朝逝去されました。まことに痛惜の至りにたえません。ここに委員各位とともに故人の冥福をお祈りいたしまして、つつしんで哀悼の意を表します。

○植木委員長 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、及び国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 まず最初に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、ほんの二、三点でございしますが、お伺いをいたします。

国家公務員であった人が公庫等の職員になる、そしてまた国家公務員に帰ってくる、その場合の退職手当を通算しようというのがこの法案の趣旨のようには思われますが、ここにおいてこの「公庫等」という公庫は、公団やそのほかいろいろのものがあります。

が、一体何が「等」であるかということ、現行の「国家公務員等」のこの「等」は一体何が予定されておるか、まず事務的に伺いをいたします。

○船後政府委員 いただいたお尋ねは、今回提案いたしました退職手当法の第七条の二の「公庫の予算及び決算

に関する法律第一条に規定する公庫その他の特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二項第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの」これを「公庫等」と言っておるのであります。まずこの内容について申し上げます、この公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫と申しますのは、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、それから中小企業信用保険公庫でございます。なお、今国会に上程中の医療金融公庫もこれに加わるものとなるはずでございます。

それから次に、政令で特別に指定するものでございしますが、これは特別の法律によって設立された法人のうち、国または三公社の事務または事業の代行機関というような性格が強いもので、その業務の運営上、国または三公社からの職員の派遣がぜひ必要であるというような法人を指定する予定でございます。具体的には現在検討中でございますが、いわゆる公団と公団に近い性格の法人を対象とすることを予定いたしております。

○横山委員 今ちょっとしまいの方を聞き忘れましたが、「公庫等」の中でずっとお並びになりましたが、いわゆる住宅公団、愛知用水公団等は「公庫等」の中に入るのですか。

○船後政府委員 この公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫の中には、住宅公団等の公団は入りませんが、これらのものは、政令で定める法人となりました場合には、「公庫等」という中に入るわけでござい

ます。

○横山委員 重ねて聞きますが、今私が言いますような住宅公団、道路公団、愛知用水公団等、俗に一般に公団といわれておるものは、人事交流の通算に該当するわけでございますか、結果として。

○船後政府委員 具体的にはこの退手法の第七条の二に基づく政令で規定することになりますが、現在のところは、たゞいま御指摘になりました公団は指定する予定でござい

ます。

○横山委員 退職手当がこういふふうな通算をするに対して、他の法律との均衡はどういうことになりますか。たとえば共済組合法においても同様なことが言えるのか、恩給法はどうなっておりますか。他の法律との関連はどうなっておりますか。

○船後政府委員 今回の退手法の改正の内容は、公庫、公団等に通常の人事交流いたしました出向いたしました職員間の退職手当の計算上、前後の公務員期間を通算するというような措置をとるものでございます。これに對しまして、現在国家公務員共済組合法における期間通算の問題でござい

ますが、ちょうどこれと同じケースになります。

○船後政府委員 期間があまりま

し

て、それからさらに公務員に復帰したという場合に、これに年金が付与されるという場合には、前後の期間が通算されることになっております。従いまして、今回の退手法と同じような計算方法は、すでに共済組合法におきましては、実施済みであるということ

が言えるのでございます。もっとも、通算問題には、これ以外に、その公庫等に行つておる期間を在職期間の基礎に通算するかどうかという問題が別問題としてございます。この点につきましては、退職手当上は、公庫等に勤務してありますその期間は退職手当の計算基礎にはいたしておりませんが、共済組合におきましては、特定の公団、公庫等に在職期間そのものを恩給または共済年金計算の基礎に算入するという扱いをいたしておるものもござ

います。

○横山委員 国家公務員共済組合法及び恩給等においては同様な措置がしてある、その上まんの公庫等に勤務する期間ですら通算に勘定する場合がある、こういうお話でございませう。それでは、さらに他の法律、三公社の共済組合法では違つたような話がござい

ますが、いかがですか。

○船後政府委員 公企体の共済組合法は私の直接の所管ではございませせんが、これにおきましては、ただいま申し上げたような、最初に公社の職員としていた期間があり、まんに公庫、公団あるいは民間等の期間があり、さらに復帰いたしまして公社等の期間があるという場合には、その前後をいかなる場合にも通算しないという扱いになっております。この点が公務員

共済の方とは非常に違つた通算制度になっております。

○横山委員 これはあなたの所管ではないのでありますから、ここで言うてもいかがかとは思つたのでありますが、しかし、従来ともあなたが関連を持つてずっと目を配つておられるのでありますから、この機会に本大蔵委員会に公共企業体共済組合法が郵政省から提案されるという話をわれわれは予定に入れておるのでありますが、同じ委員会

で、退職手当法についてはこういう通算の仕方をしながら、続いて提案される法律ではそういうことをしないということは、これはいささか不均衡な感じがいたしますので、大蔵省から続いて提案されるものに対して注意を喚起してはいいのでありますが、御意見はありませうか。

○船後政府委員 国家公務員の共済組合と三公社の職員の共済組合とは、給付水準といふ、また給付の種類といふ、非常に似通つた制度であります。従いまして、期間通算の問題につきましても、両者が同じような扱い方をすることは最も望ましいと、私どもの立場では考へておる次第でございませうが、ただ、公社の方では、やはり従来から長期勤続者に対する優遇というような考へ方が強いためか、現在に至るまで前後期間の通算という問題をお取り上げになる段階に至つていないようでございます。ただし、現在、国民年金の拠出制の実施を控へまして、公的年金全般を通じて、年金権を付与させる目的のもとに、大いに通算措置を講じなければならぬというような観点で別途の作業が進んでおりますので、これとの関連におきまして、ただいま

御指摘の問題は十分検討して参りたいと思つております。

○横山委員 それでは、大蔵省からも、本法律に関連をいたします公共企業体共済組合法のあり方について、本委員会できうい意見があつたということをお連絡を願つておきたいと思ひます。

次に、あわせてお伺ひしたいのは、この法律案は、国家公務員諸君のためというよりも、むしろ現在公庫等に勤務しておる諸君のための法律であらうと思ふのでありますが、その諸君が、現在、私もほのかに伺つたのでありますが、給与等の改善の要求なり、あるいは団体交渉をしておるという話であります。これらは実質上は大蔵省の許可、認可事項に発展をしようと思ふのであります。公庫、公団等の職員の給与問題は今日のようになつていますか。

○船後政府委員 公庫、公団等の職員につきましては、国家公務員あるいは公企体の職員と異なりまして、直接に労働三法の適用がございまして、労働関係につきましては全く民間の従業員と同じような立場に置かれております。ただ、これらの機関は、国に對してきわめて密接な関係があり、公共的色彩が濃厚でありますゆゑに、国の予算でもって規制せられる面が多いわけでございます。そこで、これらの職員の給与につきましては、国が予算を編成いたします際には、その算定の根拠として給与問題をながめていくわけでございます。給与改善その他につきましましては、大体国家公務員及び三公社職員とのバランスを考へまして、毎年予算を計上しておる次第でございま

す。現在特に本件につきまして問題があるという点もないようでございます。

○植木委員長 神近市子君。

○神近委員 私は、七年ぐらひにわたつて検討されている旧令による陸軍共済組合の女子職員の問題について、二、三お伺ひしたいと思ふのです。

これは、ここへたくさん資料が出ておりますけれども、終戦のときに旧令による共済組合が全部解散させられて、それぞれ一時金が給付された。この旧陸軍省の共済組合にも同じ処理が行なわれていたのですが、旧令によりまして、甲種組合員と乙種組合員、女と男とが区別されておりました。男の方は年金を給与するという規定があり、女の方にはそれがなかった。それで、二十五年十二月に行なわれた特別措置法によりまして、男の人は年金をもらうことができたのに、女の人はそれから脱落している、こういう事実があつたことを御存じだと思ひます。それで、私が伺ひたいことは、この二十五年の十二月はまだ占領中でありまして、ああいうきびしい命令によつて解散されたこの陸海軍共済組合関係の職員あるいは雇員、工員、その人たちにどういふ動機によつて二十五年に特別措置法が行なわれたのか。記録をすいぶん読んでみたのですが、その点のはつきりしないので、その動機を一つ伺わせていただきたいと思ふのです。

○船後政府委員 お尋ねは昭和二十五年十二月に旧令共済組合等からの年金受給者のための特別措置法が設けられました経緯という問題と存じますが、その点につきましては、これらの旧令

による共済組合は、いずれも終戦に伴つて廃止または消滅いたしました。従いまして、この廃止または消滅の際に、一時金は給付いたしておりますけれども、年金給付義務がそのまま立ち消えになつておりました。これが恩給に對する扱い方その他のバランスを欠いておりましたので、二十五年になりましてから、このような旧令による共済組合が持つておりました年金給付義務を復活して、国がこれを支給するという体系に改めたものである、かように承知いたしております。

○神近委員 その動機を今お尋ねしたのであります。行なわれたということはきりわかつていますけれども、どういふ考へ方で行なわれたのか。たとえば、今問題になっているのは、陸軍の財産を処理して男女同一に平等に一時金を支給しておりますが、その後男子の甲種組合員だけを對象として緊急措置法が行なわれた、その動機はどういうところにあつたのか、それを覚えていらっしゃるならば伺わさせていただきます。

○船後政府委員 この旧令の特別措置法は、先ほども申しましたように、旧陸海軍の共済組合、外地の共済組合等が支給すべき年金を、これらの共済組合にかつて国が支給することとしたものでございませう。従いまして、これらの旧令による共済組合において年金支給の義務がなかつた者についてこれを支給しない、かような建前になつております。そこで、今お尋ねの陸軍共済組合における男子であつた組合員と女子であつた組合員との取り扱いの差の問題でございませうが、これは当時の旧陸軍の共済組合規則の問題で

による共済組合は、いずれも終戦に伴つて廃止または消滅いたしました。従いまして、この廃止または消滅の際に、一時金は給付いたしておりますけれども、年金給付義務がそのまま立ち消えになつておりました。これが恩給に對する扱い方その他のバランスを欠いておりましたので、二十五年になりましてから、このような旧令による共済組合が持つておりました年金給付義務を復活して、国がこれを支給するという体系に改めたものである、かように承知いたしております。

○神近委員 その動機を今お尋ねしたのであります。行なわれたということはきりわかつていますけれども、どういふ考へ方で行なわれたのか。たとえば、今問題になっているのは、陸軍の財産を処理して男女同一に平等に一時金を支給しておりますが、その後男子の甲種組合員だけを對象として緊急措置法が行なわれた、その動機はどういうところにあつたのか、それを覚えていらっしゃるならば伺わさせていただきます。

○船後政府委員 この旧令の特別措置法は、先ほども申しましたように、旧陸海軍の共済組合、外地の共済組合等が支給すべき年金を、これらの共済組合にかつて国が支給することとしたものでございませう。従いまして、これらの旧令による共済組合において年金支給の義務がなかつた者についてこれを支給しない、かような建前になつております。そこで、今お尋ねの陸軍共済組合における男子であつた組合員と女子であつた組合員との取り扱いの差の問題でございませうが、これは当時の旧陸軍の共済組合規則の問題で

ろうというお考えではなかったのか、
こういうふうに考えられるのですけれど、
でも、その当時、私が今考えているよ
うな会員に対する何らかの給与とい
うのは絶対に考えられなかったのだと
思ふ。お前たちもこの新しい法律によ
って給与がもらえるから、郵便局ま
で書いておけと言われて、十人が
人、婦人たちが署名捺印したとい
うのは、虚妄というか、何かの勘違
いなのか。その帳面をどうしても出
しつけないのでわからないのですけ
れども、そのことはどのように御解
釈になりますか。二十五年の給与
がきまるときに、大蔵省でこの問
題をお扱いになつた方がおいでに
なれば、御記憶にないかどうか、
ちよつと伺わしていただきた
い。

○船後政府委員　当時の陸軍共済にお
きまして男子工員と女子工員とを区別
して年金制度を適用しておりま
したとは、今日の目をもつてしま
うと、確かに奇異の感を抱かざるを得ないの
でございしますが、当時の陸軍共済規則
におきましては、明らかに両者の掛合
率を区分して、一方には年金制度の適

用があり、他大船に運用がない。うな扱い方をしておたわけでごさいます。そこで、この特別措置法は、そのような旧令の共済組合が本来支給すべきであった年金支給義務を承継するということ建前をとおりますので、一十五年当時におきましても、問題はなういった観点から処理されて、特に陸軍の女子工員についてどうするこうするということとはなかったと私承知しております。

それから、この二十五年当時何ヵ帳面が提出になったというお話でござ

います、これにつきましては、私どもも、もとの陸軍の關係者の方でそのようなことがあったというのをうわさに聞いておる程度でございます、確認はいたしておりません。

○神近委員 あなた方がお聞きになっているということだつたら、女子組合員たちは、十人が十人いたしたと、間違ひなく何度も繰り返して、そのために私もいろいろ不明朗なものを感じて、三年ばかり前でございますけれども、一度決算委員会で、ちょっと調査してもらいたいということを申し出たことがあつて、そして懇談会を開いたんですけれども、どうにもその帳面というのをお出しにならないので、そのまゝになつていて、今なお婦人たちは猛烈に運動をやっている。どうしても不可能なら不可能のように、この人たちのあせりというか、それはやめさせなくちゃならぬ。ところが、今おっしゃる通りに、旧陸軍の共済組合ですか、それによる緊急措置法が制定されたときに、あなた方が堅持しようとなさる筋がくずれていることは——この共済組合が支払うべき年金を国がかつて支払うということ、旧共済組合にはなかつたこと、それを国におやりになつてゐるとすれば、もう少し幅広く物事を考えていただく余地はなかつたのか。たとえば、さつき申しましたように、十六門くらの給料の中から一円何がしかの共済組合費を積み立ててきていた。なるほど男子の千分の四十八に比べて婦人の千分の二十一は低かつたでしょう。その段差は非常にあつたとしても、この人たちの労働の中から、少なくとも十六円に対して一円というものをとられてい

たことを考えれば、それが若いときから二十年、二十五年、三十年と働いてきた女の人たちですよ。この人たちに、終戦時に木炭二俵あるいはお米を二十キロ買うだけの金を渡しただけで諸事済んだということ、私は考えるべきではないと思う。男の人たちに年金を給与するならば、そのときに、一時金の形ででも、貨幣価値の変動というのを頭にお入れになつて——男の人たちには退職一時金を与えておるから、これで任務が済んだということではなく、年金を新しく起こしておやりになるならば、婦人たちにも、一時給付金がそういった価値の変動に立ち至っているから、これは与えるべきではなかつたかと思うのですが、その点はいかがでございますか。あなた方は法律ばかり頭に入れているらっしゃるか、こういう常識的なことでもおわかりにならないことがあると思うのです。この点はどうお感じになりますか。

○船後政府委員 終戦当時の一時金、その後の貨幣価値の変動で、現在から振り返つてみれば非常に金額の少ないものであつたというお話は、一般論として確かに仰せの通りと思うのでございます。ただ問題は、この特別措置法で相手にいたしておりましたのは、いづれも旧令共済組合においていたしておりました。従ひまして、今問題になつておられます陸軍の女子工員につきまして、かりに年金を適用するということに相なりますと、たとえば終戦の際に、男子の工員であつた組合員の期間が二十年に満たないがために一時金でもって済まされた方、さらに

は、當時は非現業の雇用員につきましては、共済組合の制度はございませんでしたから、こういう人たちは全然年金も一時金も渡っておりません。こういう人たちをどうするかといふに、やはり一般論として發展して参るわけでございます。従ひまして、この問題については、現在の考え方からしますれば、旧陸軍共済の支給の義務は一時金の支給をもつて終了しておる、このように解せざるを得ないと思うのでございます。

○神近委員 あなた方は法律のワラでしかものを考えられない方だから、きつとそうおっしゃるだらうと思つて、お返事はわかつていたのですけれども、二十年の規定があるのに、もう少しすれば二十年に満つたら、これは国家の事情による退職なんだからということ、改正案をお出しになつて、二十年未満の人にもお出しになつていまして、そういう措置ができるならば、貨幣価値が変わつた今、二十年、二十五年、零細な、今日から見れば笑うべきような低額の給料の中から千分の二十一を積み立てていた人たちが、退職時の一時給与として木炭二俵かあるいはお米二十キロを買うだけの金しかもらつていないという現実がわかつてみれば、これは考へていただく余地はないのかというところが、私の今日の質問の基本的な考え方でございます。この婦人たちが、何か変な考え方をいたしまして、あつちこつ陳情に歩いてゐるというところは事実です。それで、これが共済組合の問題は大蔵委員会であるということをやつと知らなかったと見えて、内閣委員会にこのことをしきりに持ち込んでおられ

る。内閣委員会の委員の方にお尋ねしてみまして、ところが、この陸軍と海軍の落ちこぼれの、たとえば戦死した学生とかあるいはちよつとした戸籍上の問題で、給与あるいは年金を受けられない人たちが、その人たちの落ちこぼれを今整理する段階に入つてゐるという、ある有力な委員のお話だつたのです。それで、せめて今年はこのうちの三つか四つだけは起こしてやりたいと思つてゐる、というふうなお話があつたのですけれども、この共済組合の問題でも、一時にどうしていただきたいとは言わないのです。今ここに材料がございまして、これも大蔵省からお出しになつたのか、あるいは事後処理の九段のあそこら出たのか知りませんが、ずいぶん多いのです。陸海軍だけでなく、まだ内閣にもございまして、専売公社とか、いろいろございまして、外地から帰つた人たちもある。ですから、共済組合に関するものも、旧令にはこれだけしか規定がございませぬから、これだけしか出せませぬというふうなことをおっしゃらないで、内閣委員会でお考えになつてゐるうちに、許す限りの範囲で徐々にこれを整理して、救済という言葉は私は当たらないと思うのですけれども、この給与の不満あるいは焦燥というものを對して、何らかの処置をしてやうというお考えはないのか。これはいろいろな人、旧陸軍の将官とか、あるいは被服廠の廠長をなさつた方とか、いろいろの助言をしていらつしやいます。そして、どうしてもこれは政府と国会とにお願いするよりほかはないというところを、しきりに言つていらつ

て政府の御意見がきまるといふことを考えますと、この問題を一つ頭に入れて、そしてどう処理するか、あるいはこれは陸軍だけではございませぬ。海軍の人たちも、このごろは縁立ち上がりというふうな運動をしていらつしやる。そこで、恩給のこと、こういう共済組合の年金のことが当然問題になります。今恩給という方に主力を注いでいらつしやるようですけれども、七年も八年もわたるこの運動に對して、一つ何とか御考慮いただけないかということ——政務次官出ていらつしやいますか。

○船後政府委員 欠席です。

○神近委員 給与課長としては、こゝで御決定といふことはできないでしょうけれども、私は別な機会に政務次官にもお願いしてみようと思つてゐます。この問題は、政務次官まで持ち込んだというところで、この間確かめてみましたが、この間、いや、きていないというお話で、きょう関連してお願ひしてゐるのですけれども、一つ御考慮をいただくという余地はあるのかないのか、もうこの問題は悪夢と思つてやめてしまふというふうな御発言をなさるのかどうか。(笑)お笑ひになつていますけれども、もつと憲法の問題からいけば、過去のあやまちをわれわれが今は正すということだつて、不可能ではないと思うのです。私が与党だつたら必ずそれはやります。ですから、これは皆さんの御好意あるいは善意のある御規定といふものを期待しなければならぬから、お願いしてゐるので、一つぜひ——陸軍に限るなら、一時金ならば、たとえば五万円にしたつて二千万あれば足りるの

上げて、今運動している人たちが以外の人には私は知りませんが、その人たちはどうやら給料や何かで老齢年金の適用外にいる。そういうようなことで、その老齢年金のときも、そのワク内で何とかなりはせぬかということを考えられたのですけれども、ああいうふうなことになる、これが不可能だったということなんです。ですから、今日以後もっとワクが広げられて金額が多くなれば別なんですけれども、ちょっとあなたのおっしゃるような見込みはない。それで、もし、老齢年金の中に、こういう過去の経歴によって、これが加算されるとか、あるいはワクが広げられるとかということがあり得るとお考えになっていますか。

○船後政府委員　国民年金の問題で、こ

ございますので、私責任をもってお答え
 するわけには参らないのでございます
 が、しかし、旧令による年金あるいは
 一時金の支給義務というものは、やは
 りそれぞれの法体系でもって、それぞ
 れ終了しておる。この場合の女子工員
 につきましては、一時金を支給いたし
 ましたことによつて、支給義務は消滅
 しておるといふようなことになりま
 すれば、国民年金法の体系にこれを持
 込むといふことは、きわめて困難では
 ないかと思ふのであります。

○神近委員　それでは、ちよつと伺いますが、陸軍の財産を國家が継承したということをやさつきおっしゃつていましたね。それは大体どのくらい陸軍の財産を國家が継承しておるか。それはわかりますか。

○船後政府委員　ただいま手元に當時引き継ぎました陸軍の財産、これがどうなつておつたかは資料がございませう。

んが、しかし、大体一時金の給付義務を履行いたしますと、残余につきましてはほとんどない状態であった、かように記憶いたしております。

○神近委員 終戦時に陸軍の財産が非常に四散したということは、私も実際に乗って、そうして陸軍の蓄蔵しているものを持ち出した。麗ヶ浦のようなところでは、民家に持ち出して預けておいて、あとでトラックに二台も三台も持ち出したというようなことも聞いております。また貴金属や何かのことがどうなったかというようなことも、うわさに上っております。ですから、四散したということはある得ると思うのですけれども、この不動産その他の陸軍のものであったものがまだ相当に私はあるはずだと思ふのです。その緊急措置法がでるときに、婦人の雇員を呼び出して、そうしてその姓名を署名捺印をさせ近くの郵便局を記入させたというところも、あなたもお聞きになつてゐるというところをさつきおっしゃつたから、はっきりとわかつています。それで、私も十人が十人、その問題を言うのです。それが非常なひつかりになつて、そのときはお前たちにも給与がいくらかというのを言われた。みんながそう言っている。それで、この運動が、七年も八年も、自分たちのなけなしの金を出し合つて、国会に對する運動が行なわれてきているという、このもとなつてゐるようになつてゐるから、私は、この次政務次官なり大臣なりが御出席になつたときに、もう少しこの問題については事実を申し上げて、そうして御考慮いただきたいということをお願いしてみよう

と思うのですけれども、一つあなた方も、この問題では長い間御相談に伺つてゐることもありますので、どうしたらみんなの目的を達することが出来るかということ、御研究いただくわけにいかないでしょうか。私は、この次また政務次官あるいは大臣にこの問題について御考慮をお願いすることにいたしましたので、この問題についての私の質問をこれで打ち切ることにいたします。

○船後政府委員 先ほども申しましたように、本件は引き続き検討したいと思ふのでございますが、ただ旧令特別措置法の建前をいたしまして、この法律の現行の建前を継続する限り、一時金支給者につきまして一時金の倍率を定めるとか、あるいはこれを年金に変更するとかいふようなことは、きわめて困難であると考えております。

なお、先生のお言葉の中、例の帳面云々の問題でございしますが、これは私はそのようなことが関係者の間でいわれておるといううわさを知つておるだけでございまして、そのような事実がはたしてあつたのかどうか、まだたがひがさういふことをいたしたのか、これは全く先生と御同様私もよくわかりません。

○植木委員長 佐藤次郎君。○佐藤(觀)委員 瓜生次長にちよつとお尋ねするのですが、国有財産法第三條の法律に基づきまして今度皇居内に新居ができるということになつておりますが、ほかの建築に對する計画があるかないのか、それをお尋ねしたい。

○瓜生政府委員 最後におっしゃいますのは何の計画……。○佐藤(觀)委員 今の新居のほかに計画があるのかないのか。○瓜生政府委員 今年度、三十五年度の計画をいたしましては、御新居のほかに、正倉院の新しい宝庫を作ろうという計画がございします。これが比較的大きな計画でございします。そのほか、小さな舗装をいたしますとか、あるいはその建物の中を修理いたしますとか、そういうこまかいのはございしますが、そのほかはこまかいものになつております。

○佐藤(觀)委員 この間大宮御所の皇太子のあれを見せてもらったのです。が、今度の内苑の新居は、やはりあれと同じように近代設備で作られる予定ですか。で、いつごろ完成する予定ですか。

○瓜生政府委員 東宮御所の完成は今月の下旬でございします。落成式も二十七日の午前に行なおうかというので、準備いたしております。中の設備は、これから盛んに、相当努力してやつておりますが、今おっしゃいましたように、できるだけ明るい近代的なものに考えたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 皇居の方の今度できる建物はいつごろ完成する予定ですか。○瓜生政府委員 皇居の方は、お住まいの關係は来年の暮れまではできると思ひます。

○佐藤(觀)委員 この間皇居を見せてもらったのですが、民間からいろいろな奉仕団がたくさん来ておりますが、火災の問題などについての心配もあるか、同時にああいふものをいつまで続けていかれる予定であるか、これに關

連してちよつとお尋ねしたいと思ひます。○瓜生政府委員 勤勞奉仕をいつまで続けるかという問題でございしますが、勤勞奉仕の起ころは、いろいろ経費が足らなくて十分に手入れをするような勞務の方を入れることができないというところのために、それを見かねて勤勞奉仕においでになつておる、そして焼け跡を整理なさつたというのが起ころでございしますが、その後国の財政の關係もそう苦しくありませんし、皇室費としてその勞務費を組むということについて、そうむずかしい点もないのでございしますが、しかし、現在は、この経費の問題よりも、精神的な意味を持つてきておる。各地方からおでかけになつて、皇居の普通の參觀なんかとは違つて、ずつと奥の方までお入りになつて、建物の中にも入つて、その任務に任ぜられますけれども、いろいろ仕事をなさる。それによつて皇室に對する親しみを深められる。また、その奉仕においでの場合には、天皇、皇后兩陛下がお出になつて、どうも御苦勞ですというようにお言葉をかけられます。そういうようなことで、地方の方が皇室と親しみを深められるという意味の点が現在においては、精神的に出ておりますので、財政的な点以外にそういうような面があるので、いろいろの方の御意見も聞いておるのですけれども、やはり存続した方がよろしい、やはり国民との密接な結びつきはこれを保存するといふので、存続した方がよろしいという意見で、今のところはおります。

○佐藤(觀)委員 これはちよつとはかのことでお尋ねするのですが、東京の自動車非常なふえて、交通の問題でいろいろ議論があるわけですが、特にオリンピックが今度来ることで、皇居の下を地下道にしてどうかという意見がときどきあるのですが、こういう点について、そういうような陳情その他計画で、こういうふうにしてほしいというふうな事態はあつたのかないのか、この際お尋ねしておきます。

○瓜生政府委員 皇居が、交通に非常に支障をおこしている現状において、交通上の支障に陥つたりするようない点がないか、その点の研究を要するのじゃないかというふうなことは、昨年開かれた皇居造営審議会のときにもその問題を特に取り上げられまして、先般小委員会でもございまして、いろいろ検討されたことはございします。その前に、新聞とか雑誌、あるいは個人的に、何か考へたらどうかというふうな意見も幾らかございしましたし、そういう關係もございまして、皇居造営審議会でもその問題を取り上げられまして、特に検討をされたことはございします。その際、あの皇居の坂下門のところから乾門の方へ抜け出す道路、これはちよつと東側の地区と西側のお住まいとか宮殿を考へる地域との境のあの道路、あそこを普通の道路のように自動車も人も自由に通すといふふうにしたらどうかという意見がちよつとあつたわけでありまして、これは建設省のたいぶ前の告示で、そういうふうにしたらどうかという告示が一応あるわけでありまして、それも審議会の方々がいろいろ検討されたのでありますが、東側の地区とどういふふうに抜くかということも関連がある。東側地区を、宮中の行

事に支障のない限りは公開をして、一般の方がレクリエーションで散策される公園的なふうにご利用するというところにすれば、あそここの道の路のところに自動車非常に輻輳するということなどは感心しないではないか。それではその地下の方に道路をつけていけば、まあそういう散策される場合でもそう支障もないという問題もあるのではありませんが、しかし地下の工事というのは相当の経費がかかるわけであり、それからあそこ下の地下水の関係があるものでありまして、その点がまたわずかしいようでありまして、地下道を作つたために、地下水にどこか故障を起こしますと、今あそこにおいていますのは自然において出てきておる水でございますが、これが出てこなくなるということも考えられるし、先ほどの経費の点もありませんし、それほども効果があるかどうか。それよりも、今考えられています皇居の周辺の道路に對する道路計画があります。先日おいでになりました乾門の前のあの通り、あれはもうずっと広い通りになって、幹線道路で、ずっと先の方までいく幹線道路になるわけでありまして、そういうようなこと、あるいは皇居の回りに高速度道路を作るという計画もありまして、そういうようなことを実現すれば、無理をしてこの地下道を作る必要もないというように、審議会の答申として、そういうような趣旨の答申が出ておるわけでありまして、

建物があつていいのじゃないか。そういう点についてのお考えは、どんなお考えでいられるか。そのことをお尋ねいたします。

○瓜生政府委員 皇居内のいろいろな建物が相当古めかしいといふんで、これはなにか、というふうな点の御配慮だと思つてございまして、新しいお住居の造営、それから続いて公の行事をなさいます宮殿の造営、並びにそれに關連して、東側地区を支援のない限り一般に公開するというを一連に実施をいたします際には、古い建物で要らなくなるものはこれをこわす、物によっては、あの中になくてもいい建物は外へ移すというようにして、皇居造営と關連して、あの中をずっと整備をしていきたいというふうなことを考えておりますので、予算をどういうふうにいただきますかという点にも關連をいたしますけれども、皇居の造営ができません場合には、今おっしゃったような建物は整理されて、もつと感じのいいことになると期待いたしております。

○佐藤(觀)委員 もう一つお尋ねしておきたいのですが、日本の東京として、私も子供のときから東京に来て非常に感じたことは、たとえば日比谷公園などは、私どもの中学校があの付近にありまして、その時分には非常に老樹がうっそうとしておりましたが、敗戦の關係もあつて、あそこ建物が多きく建て、公園であつて公園でないような形が出ております。ところが、ロンドンのハイド・パークあたりへ行きますとも、うっそうとして、公園は公園らしくありますけれども、大體東京では、もう芝公園もだめにな

り、上野公園もだめになりました、われわれ公園を愛する者として、非常に残念だと思つておるわけです。ただ一つ皇居だけが、現在御承知のように老樹うっそうとして、鳥などもおるといふようなことを考えると、私は皇居のあり方、皇居があつてであるということによつて、東京付近が間接的に、衛生的にも非常にいいのじゃないかと思つておりますが、どうも行つてみると、整備がされてないような感じがするのです。そういう点について、造林計画とか、あるいはそういうようなことが行なわれておるのかどうか、あのまま捨てておくのかどうかというのを、關連してお尋ねいたします。

○瓜生政府委員 皇居造営審議会の際にも、大都市の中心には緑地帯は相当広いものが理想である。ロンドンの例とかニューヨークの例とかをとれましていただいても、そういうような場合には、そういう都市と比べても、日本のはまだ現在のあれでも狭いというふうな意見でありました。ちょうど皇居の中が緑地帯の意味をなして参りますのが、西側の方の地区、つまり今度お住居、宮殿の方であります地域は、それほど手をいれるほどのことはないと思ひます。というのは、先日もちょっとごらんになりましたが、そうきれいな緑地帯の意味をなして、東側の地区、もと江戸城の本丸のありました地区で、大手門から入つた方の地区、これにつきましては、今いろいろの建物が難然としてございまして、そしてその建物がなくなつた跡も、きれいに整備をされてないのであります。これを皇居造営と並行して、中の建物を要

らないものはこわすとか外へ移すとか整理をし、そしてその空地には芝を植えるとか木を植えるとかいうふうな、庭園化をすべきであるという御意見を答申されておりますし、宮内庁としてもそういうふうなことをしていきたいと思ひます。そうすると、東側地区の方が緑地帯としての意味を、一そう發揮します。特に東側地区は自由に人もお入りになれましようし、その点を考えて公園的なものと考えております。

なお、その際に、皇居造営審議会の答申の中に、旧北の丸地区、旧近衛師団の跡、ちょうど乾門のあの地域、これにつきましても、現在都市計画の中央公園に指定されているが、なるべくすみやかに公園化の実現をはかるとも、これが実現に至るまでの間に、おいても、この目的に反するような措置をしないことを望むという答申をなさつていらつしやいます。これは直接宮内庁の管理ではございせんが、審議会の際にはそういうことも意見として出ております。

○佐藤(觀)委員 最後に希望として……このごろ皇居も開放されて、正月などには一般の人が入れるようになって、非常に親しみを持っておりますが、できる限り大衆に開放して、天皇に關係のない限りは親しみのあるように御指導いただきたいと希望して、私の質問を終わります。

○足立委員 閣下。去年から皇室にはお喜びが絶えませんで、国民として御同慶にたえないわけでありまして、最近世間では、次は義宮様の番だとかいわれておるわけですが、宮内庁としても義宮の結婚につきましてはいろいろ御計画になつておると思ひますが、それに関連してちょっとお伺いしておきたいと思ひます。こととは、義宮様もいづれ御結婚になれば、御分家をなすつて宮家を創立されて、皇居以外に住居をお作りになると思うのであります。宮内庁でどういふ御計画になつておるか。現在の天皇家の家族の一員という形で、別に住居をお作りになる場合には、今回の皇太子の場合と同じように、国会に予算を提出されまして、承認を得て予算を執行するということになるであらうと思ひわけですが、そうして得た財産を分家なされる義宮が取得されるという場合に、どういふ法律上の扱いになるのか。分家の後に住居をお作りになるという場合には、宮様である義宮の個人の建造物をお作りになるということになるのであります。私はその間の事情がよくわからないから、あえてお伺いするわけですが、そういう場合には、その費用はどう支出されるのであるか、またそういう点につきましてお伺いしておきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 義宮様のお独立の問題、これは近くお独立にならうということでも準備をいたしておるわけではございせん。おおむね御結婚になります時期と相前後する、ほとんど近い時期になると思ひますが、その時期が今のところ近くにあるという状態ではございせん。しかしながら、そう数年先といったことではなくて、二、三年のうちにありますと思ひます。そうしますと、今御心配いただきましたお住居の問題ですが、現在は皇居内の義宮御殿にお住みになつておりますが、あそこは実は皇居の公の宮殿の造営の場合には取りこわさなければならぬ地域

でございます。あれはそういった建物ではございませんから取りこわしまして、どこにお住まいになるかということは、お独立とはまた別に問題があるわけですね。そういったと、われわれといたしましては、一応渋谷区の常盤松にある東宮御所、これは東宮御所が今度四月の終わりに完成しまして、五月の中旬にお移りになりますと、そこがきますから、その東宮御所をしばらく御利用になるということではないか。そうして義宮様に向く住居を考える。その場合に、皇族用のお住居というものは、その皇族の私有財産としてお作りになって、国の方で皇室用財産として作っていただく、そこへ住んでいただく、まあ總理官邸のような公の邸宅というような意味にされてもいいと思えます。実は、現在秩父宮妃殿下がお住みになっておられますのは、一部分は私有財産の建物、それからお客なんかされる部分は国有の皇室用財産になっております。これは、私有財産の方は焼けたお座敷があったから、そうしておられるわけでありまして、高松宮様、三笠宮様の方は宮様の私有財産です。これは、皇族さんの場合、私有財産で建物を建てたというものは実際むづかしいのでありまして、公の建物をお作りになるということで、実際に皇室用財産として、国有財産として建てていただくことがいいのじゃないかと思えます。従って、御独立後でありまして、御独立前であっても同様であります。常盤松の前の建物がどうも古い型があったり、義宮様には広過ぎるという点もあります。そういうこと

もありませんし、それで、新しい建物を作っていただくというような場合には、やはり国有財産で皇室用財産というところで、予算をお願いして、皆さんの御承認を得て作るのがいいのじゃないかと考えております。

○足立委員 最近新聞で私も拝見しますと、清宮様の俗にいえば持参金は千五百万円であったということがいわれておるのですが、これはどういう予算からお出しになったのか。あるいはまた、陛下がしばしば災害地にお見舞金等をお出しになるのですが、うわさに聞きますと、予算が非常に窮屈だといろいろな法規に縛られて、占領中のいやりくりをなさっていらつしやるといふような点も耳にするわけなんです。が、そういう点はどうなっておられるのか。宮内庁としては、場合によれば一部法律改正等によりまして実情に合うようにしたいというふうなお気持ちな御計画なりがあるのかどうか、こういう点もあわせて伺っておきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 清宮様が御結婚の際に一時金としてお持ちになりました千五百万円は、皇室経済法にその根拠がありまして、皇族が皇族の身分を離れていられる場合に、その方がもたられるであろう歳費の十倍以内というふうな規定があります。その規定で計算して、ちょうど十倍が千五百万円というのできまりました。これは皇室経済會議というものがあつたのです。内閣總理大臣が議長であります。その皇室経済會議でその金額をおきめになった。その予算の方は宮廷費予備費で、これは当初予算にまだ予測できません

でしたので、予備費として支出をお願いして出しておるわけでありまして、それから、災害などの場合にいろいろお見舞金などお出しになります。これは天皇陛下並びに内廷にあられる方の内廷費として年額五千万円、これは要するに私的な御生活費、私的なことをなさる経費五千万円ときまつておりますが、この五千万円のお手元金の中であつた御寄附をなさるわけ、いろいろ御寄附願う普通の宮廷費などのものではないのであります。ただこの金額は必ずしも多くないということはいわれるわけでありまして、この点は憲法上制限がありまして、憲法の第八條で、皇室が贈与をする場合、贈与を受ける場合には、国会の議決にかけなければならぬということがあります。この憲法の条文からいいますと、皇室経済法で一年間に寄附をなさる金額は三百七十万円までは国会の議決が要らぬ、それ以上出すには一々国会の議決が要するということになっております。

それで、そうたくさんのお寄附はなされない。寄附は五千万円のお手元金からなされるし、また一応法律の制限もあるということでありまして。しかし、これは普通の人になつたような制限でありまして、皆さん方になつたような制限があるのはたいていいいのかわるか、いろいろ疑問がございまして、さうに検討を要するということも考えております。

○横山委員 お二人の御質問がございましたから、私の問題はごく短くしほりますが、本委員会はさきに皇太子の家をお作りになるときに審議をいたしました。その際に政府側と約束があるはずであります。そうきちんとした約束

東ではないにしても、その一つは、現在宮城内にありますが国有財産の所管が実にまちまちで、ある所管のところは非常に設備、清掃等が行き届いておるけれども、たとえば大蔵省所管のごときに至つては、全くその管理保全が行き届いておらぬという点が指摘されて、實際大蔵省としても一々中に入つてやつておるわけにいかぬし、ほんとうはこれは宮内庁で使つておる場合も多いのであるから、この際一つ所管がえを断行して、適正な所管がえをしようという約束があつたはずであります。この間伺ひましていろいろ見てみますと、どうもその約束が実行されておらずに、何か研究をするというお話でありましたが、それでは約束が違ひし、どうしてそれができないものか、私は不審にたえないのであります。今佐藤委員からも質問があつて、考えたのでありますけれども、お掃除に行く人たちがあつた。そのお掃除に行く人たちは一体所管にかかわらず全部回しておるのか、それとも皇室財産のところだけ掃除をして回しておるのか。大体お掃除はもうやめていただいていたのではなからうか。あなたが冒頭におっしゃつた御説明で尽きておるのであつて、まあ精神的なものだといふ点については、発展いたしますところ、私どもとしては多少解しかねるような気持ちにもなる場合がある。理屈をいへば議論になつていく点があるのであります。ですから、予算その他必要な十分にとつて、皇居の参観をしたいといふならば、お掃除とは別に、自由にもつと奥深く参観してもらつたといふようにすることが望ましい。しかし、それ以前に、宮城内の所管がてんでん

ばらばらで、そのために設備、清掃等がまちまちであるという点については約束が違ひ。この点は一体なぜ履行できないのか、お伺ひしたい。

○瓜生政府委員 これは主として先ほど申しました東側地区のことでありまして、東側地区に約四万坪くらいの大蔵省所管の普通財産があり、一部ですが、厚生省の公園用の財産が入り込んでおるということでありまして。その点につきまして、今御指摘になりましたように、われわれといたしましては、やはり所管を一本にしてその管理を適正にやるということがよろしいといふふうに考え、そういうふうな努力いたしますといふことを申し上げたのであります。が、これは現在すでに書面上の合意はできておつて、大蔵省、厚生省も早ければ来月くらい、おそくても数カ月以内には実現をするということになっております。その点は約束できると思ひます。

○武橋説明員 昨日賀屋管財局長が為替局長になりまして、本物の局長がまたあとでお見えになるだろうと思ひますが、私からお答え申し上げます。ただいまお話しになりました点でございますが、確かに東側地区におきましては四万五千三百七坪の大蔵省所管の普通財産があるわけでありまして、昨年予算を審議いたしました際に、そういう約束があつたようにただいま承つたのであります。が、われわれといたしましては、どうも所管がばらばらであるといふのはおもしろくないといふので、主として関係の宮内庁と話し合つておつたわけでありまして、せつかく皇居造営審議會が運営されておりました。その結論を待つてや

たらどうか。しかし、下準備といったしましては、それぞれ関係官庁と打ち合わせをいたしまして、お述べになりましたような方向にたたいま参ろうというつもりでおります。近々具体的に話を進めて参りたいと思っております。

○横山委員 それは、今瓜生さんの御説明では、宮内庁に所管がえすというのですか、どういふふうに約束がととのったのですか。

○武蔵説明員 宮内庁に設置されました皇居造営審議会におきまして結論が出たわけでございますが、その結論について申し上げますと、これは東側地区だけのことについて申し上げたいと思っております。第一番目は、「皇居東側地区は、宮内庁が一括所管し、皇居附属の庭園として整備し、宮中行事に支障のない限り、原則として一般に公開する。」二番目といたしましては、「同地区内の大蔵省所管の普通財産は、宮内庁所管に移し、同地区と厚生省所管の公共用財産との境界の不合理な点は改正を行なう。」三番目といたしまして、「前述の方針実施のため、皇居造営の実施計画に照応してすみやかに国費をもっておおむね次の要領により同地区内の整備を行なう。」イといたしまして、「宮内庁及び皇宮警察関係の一部建物の移築整備を行なう。」ロといたしまして、「宮内庁及び皇宮警察以外の官庁の建物及び公務員宿舎等は、他に移す。」ハといたしまして、「以上のほか、不用の建物は撤却する。」というふうに相なっておりますわけでございます。せっかく審議会が諮問に対する答申が出たのでございまして、われわれもいたしまして、これを尊重して具体化を進めたいと思っております。

○横山委員 わかりました。それはそれでけっこうであります。

それに関連して私の第二の質問に入るわけですが、その当時本委員会で各委員から皆さんに意見が出、質問が出ました点は、一体皇居を根本的にどう考えるのかという点でありました。富士のすそ野はどうだとか、あるいは近郊はどうだとかいう議論もまじめに議論がされ、瓜生さんも、その当時まじめに、いやもしそういうところがあるならば、妥当であるならば、移転するにやぶさかでないという率直な御答弁があったのであります。今皇居造営審議会の結論が出たようでありまして、けれども、ここで今ずっと質問をした分では、陛下のおうちを作る、あるいはまた足立さんの言うように、義宮さんの点についても内部に作るという点であります。根本的に皇居造営審議会の結論並びに宮内庁の結論としては、皇居については現場において改善をする、現場において造営をしていくということにもう動かしがたい腹がきまったものかどうか。先般本委員会が議論されました根本論について、少し瓜生さんの御意見を—あなたの御意見というよりも宮内庁側の御意見を伺いたい。

○瓜生政府委員 これは皇居の位置をどうするかという問題だと思っておりますが、皇居造営審議会が昨年開かれましたときも、まず第一の問題として皇居の位置をどう考えるかということが討議されました。各委員全部御意見を述べられるというふうに熱心に討議をされました。その結論として、この皇居の位置については、やはりその

中の宮殿の部分は、前の宮殿の跡がいのじゃないか、それからお住居の点は吹上御苑内の御文庫の付近がいのじゃないかというふうな意味の答申をお出しになりました。その理由を申し上げますと、これは答申の文書を読みますと、宮殿は、内閣その他の国家機関及び外国公館等の所在する首都を離れた地に造営することは適当でなく、お住居も、国事に關する御事務や宮中行事の多端な今日、首都を離れ又は宮殿とあまり離れることは不便であると考えられる。また、宮殿、お住居、その附帯施設、駐車場、宮内庁関係庁舎等の敷地のためには、相当の広さの土地を要するので、現在の皇居の地域以外に、東京都内にその適地を求めることは、事実上きわめて困難であり、皇居の沿革に關する国民感情等も十分考慮しなければならぬ。なお、お住居は、衛生的見地からも適当なところであることを要するが、吹上御苑内御文庫附近の空氣の汚染度は、調査の結果によれば、東京都内においては良好の部に属する。以上の観点から、宮殿は、現皇居内旧西の丸地区の旧宮殿跡、お住居は、吹上御苑内を適當と考へる。こういう答申がありましたのであるが、その最初のところは、政府の諸官庁と外国の大公使館等は東京にあるので、その関連上、東京から遠く離れたところは不便であるから、感心しないということでもあります。それから、それでは東京都内ならばどこか適当なところがあるかどうかという問題になるのでありますが、その場合に、宮殿とかお住居その他附帯施設とか、いろいろ宮内庁関係の庁舎等を考えますれば、相当広い敷地を要する、東京都

内にそれがどこにあるかということもいろいろ検討してもどうも適當なものがない、だから現在においてお前の宮殿の跡でいいじゃないかということでもあります。

なお、お住居については、皇居の中はどうも空氣がよごれておつていけないのじゃないかというふうな意見も一部にありました。しかし、お住居も、やはりあまり宮殿から離れた土地の方が便利である。しかも、あゝの皇居の中、吹上御苑付近の汚染度を一年間ずっと調べたところによりますと、青梅よりは悪いが、東京都内の石神井と同じくらいである。そうすればやはり良好の部に属するから、特に悪いとは言えない。そういうことで、宮殿の位置については、皇居造営審議会では先ほど申しましたような答申をおきめになったわけでありまして、

○横山委員 最後の質問であります。私は建築のことは全然わからないのでありますが、この間皇太子のおうちを拝見して、まあ何と云いますか、昔の皇居風の特徴と近代的な建築の特徴とを兼ね備えたような感じを受けたわけでありまして、あれを見ながら、この次に陛下のお住居をどういふふうにお作りになるだろうかということをお聞きをしまして、陛下のおうちを見て、あのペンペン草の多少はえておるような庶民的な雰囲気というものが、皆さんにささえられておつては変だが、皆さんの同意を得てあのままにやつておるといふことは、私はまことにけっこうなことだと思つておつた。そう私はこの前も痛感したし、今度も痛感したわけでありまして、もっとも、あのおうちは防空壕作りだから、あれではいかぬ

じゃないかという点についても同意いたしますが、少なくともあの雰囲気については私はけっこうなことだと思つたわけでありまして、

そこで、私の質問は、今度のお作りになるおうち、これはもうすでにその設備については拝見いたしておりますが、瓜生さんとして、宮内庁としてどういふ感覺を持っておうちをお建てになるのか。単におうちばかりではなくて、先ほどもちよつと触れたのでありますが、清掃の問題についても、いつまでも同じような格好を続けるおつもりなのか。時間がたつたので率直な話をいたしますが、たとえば皇太子が今度アメリカにお行きになるといふことが、まあこういうときでございまして、それだけにとかく素朴にうわさがされない点があるわけでありまして、これらの点を考へて、私は具体的なものでなく抽象的に伺つておつたのであります。今後のいろいろなおうちとか、あるいは参観とか、あるいは渡米とか、全部を通じて天皇家の人間的な庶民的な雰囲気をどういふふうに通じていくのか、政治と天皇家との關係については、あなたは常にどういふふうに通じていなさるのか、そういう点を私はあなたに率直にお伺いをしたいのであります。具体的な議論をすれば、皇太子の御渡米その他について伺いたないのでありますが、時間がございませうから、私の質問をした意のあるところははおわかりだろうと思つたから、それらの点について今後宮内庁としてはどういふふうに進んでいかれるのか、率直な所見を伺いたい。

○瓜生政府委員 皇室のお立場は、憲法第一条にあります国民の総意に基

づいて、国の象徴、国民統合の象徴であられる天皇のこのお立場を常に根本に考えていくことだと思ひます。皇室は国民の総意に基づいていろいろの御活動なさる。一党一派に偏するということがないように、常に国民の総意に沿っておやりになる。そのことが、結局、国民全体の統合として、全体の団結を強めていかれるというふうな意味の機能を發揮なさることになると思うのであります。まずそういう点を考えております。

それから、なお、国民統合の象徴としては、公平無私だといつても、国民と遊離されてはいけないので、常に国民と親しみを持って結びついていくことが必要であります。先ほど佐藤先生もおっしゃいました国民と皇室の親しさを一そう深めていくということも非常に大切で、従つて、お住居とかそういうものを作ります場合にも、人がおいでになつても親しさを感ずるような明るさのあるものがよろしい、というふうに考えておるわけであります。

○植木委員長 ただいま議題となつております兩件中、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件に対する質疑はこれにて終了いたします。

○植木委員長 なお、本議決案に対しましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることいたします。

採決いたします。本議決案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○植木委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、本議決案は可決いたしました。

ただいま可決いたしました議決案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は来たる十九日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

〔参照〕

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（内閣提出、議決第一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕